

2025年 日本国際博覧会
(大阪・関西万博)

営業参加(未来型チャレンジショップ) 募集要領

募集期間:2023年12月7日(木)~2023年12月25日(月)



目次

- 1 プロローグ
- 2 未来型チャレンジショップの考え方
- 3 営業参加(未来型チャレンジショップ)の募集内容
- 4 未来型チャレンジショップの種類と基本イメージ
- 5 営業参加(未来型チャレンジショップ)の申込方法
- 6 営業参加(未来型チャレンジショップ)の決定方法
- 7 営業参加(未来型チャレンジショップ)の基本条件
- 8 運営に関する留意点
- 9 特記事項
- 10 「ガイドライン・規則」他 URL確認一覧



1 プロローグ

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下、「大阪・関西万博」という。）は、2025年4月13日から10月13日までの184日間、大阪府大阪市において約155haの規模で開催される国際博覧会です。

営業出店参加者は、大阪・関西万博が掲げる開催の意義、「いのち輝く未来社会へ」「SDGs達成・SDGs+ beyond への飛躍の機会」「Society5.0 実現に向けた実証の機会」「日本の飛躍の契機に」に賛同し、営業施設を計画し、大阪・関西万博にふさわしい営業施設にすることによって大阪・関西万博に参加するものです。

いのち輝く未来社会へ

大阪・関西万博は、「いのち」という原点に立ち戻り、自らと他者のいのちを意識し、そして自然界の中で生かされる様々ないのちに向き合い、世界が持続する未来を模索する場となります。

SDGs達成・SDGs+ beyond への飛躍の機会

大阪・関西万博が開催される2025年は、SDGsの目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けたこれまでの進捗状況を確認し、その達成に向けた取組みを加速させる絶好の機会となります。

Society5.0 実現に向けた実証の機会

大阪・関西万博において、会場全体に未来社会を先取りした超スマート会場とし、新たな技術、サービスおよびシステムの社会実装に向けたチャレンジを行うことは Society5.0 実現に向けた実証の機会になります。

日本の飛躍の契機に

大阪・関西万博を契機として、文化、歴史等を含め、日本の魅力を再発見する機会となり、「観光立国」を目指して、より付加価値の高い観光の実現を目指すきっかけとなります。さらには、万博会場においてDX（デジタルトランスフォーメーション）による社会変革の新たな形や地球環境問題への新たな挑戦の形を世界に示していきます。大阪・関西万博は、経済、社会、文化等あらゆる面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となります。

People's Living Lab- 未来社会の実験場

大阪・関西万博の会期前から多様な参加者がそれぞれの立場からの取組み(例えば、健康・医療、カーボンニュートラル、資源循環、デジタルをテーマにしたもの等)を持ち寄り、SDGs 達成に資するチャレンジを会場内外で行い、未来社会をただ考えるだけでなく、行動することによってリアルに描き出そうという試みが、大阪・関西万博の最大の特徴です。会場を新たな技術やシステムを実証する場と位置づけ、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための巨大な装置としていきます。

2 未来型チャレンジショップの考え方

未来型チャレンジショップは出店参加企業・団体の規模・業態に捉われず、多種多様な企業・団体に展開いただく営業店舗です。また、未来社会ショーケース事業の一環として、飲食や物販、サービスに関わる新たな技術・社会システム・生活スタイル等を来場者に実際に体験していただくことを目的とした営業店舗です。

会場内営業施設は、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」やコンセプトである「People's Living Lab- 未来社会の実験場」を表現する極めて重要な役割を担っています。

会場内において来場者に万博にふさわしい食事、お土産、サービスを提供することは必要不可欠であり、飲食やお買物の楽しさ等を通じて大阪・関西万博の効果を盛り上げる重要な役割を担います。来場者のニーズに十分に応えられる未来型チャレンジショップの実現をお願いします。

営業参加(未来型チャレンジショップ)募集への応募に際しては、本募集要領内容に基づき、下記の未来型チャレンジショップのコンセプトに沿ったご提案をお待ちしています。

*なお、未来社会ショーケース事業は、万博会場を未来社会のショーケースに見立て、先進的な技術やシステムを取り入れ未来社会の一端を実現することを目指す事業です。

未来型チャレンジショップのコンセプト

- 出店参加企業・団体の規模や業態に捉われない、多種多様な店舗展開
- 未来の「食」や「暮らし」を体感、実感できる新しいテクノロジー・新業態・新メニューへの挑戦
- SDGs 達成に向けたフードロス・資源循環に配慮した持続可能な取組み
- 持続可能性に配慮した国産食材を使用した食品・物販の活用・販売
- 健康と福祉を促進するウェルビーイングな取組み
- 最新のオペレーション技術等の導入によるスムーズな店舗運営

3 営業参加(未来型チャレンジショップ)の募集内容

3.1 未来型チャレンジショップ出店

未来型チャレンジショップに出店参加する企業・団体等(以下「営業出店参加者」といいます。)は、未来型チャレンジショップの企画、デザイン、設計、建設、設置(トレーラー車やテント施設等を含む。)及び、営業・運営等を行う方式で、大阪・関西万博に参加していただきます。

3.2 未来型チャレンジショップ出店場所



静けさの森の北西に位置するエリア(上図の赤枠内、敷地面積 1,500 m²程度)で 3~4区画程度(1区画250~300m²程度)の敷地のうち、そのいずれかを協会が指定します。なお、応募状況や審査結果等を総合的に判断し、1区画の面積の調整や他のエリア区画を指定することがあります。

敷地については、企画内容及び会場ランドスケープとの調和等を総合的に勘案のうえ協会において決定し、営業出店参加者決定の後に通知します。

3.3 営業期間・営業時間

原則として、博覧会の開催期間は2025年4月13日~2025年10月13日、開場時間は、9:00~22:00 となります。開会から閉会までの間、営業施設を休業することはできません。ただし、協会が個別指示した場合やその他正当な理由がある場合は、この限りではありません。博覧会の開催期間中は、規定の営業時間にて営業を行わなければなりません。

【飲食店舗】

種類(カテゴリー)	開店	閉店	備考
レストラン/ カフェテリア	遅くとも 10:00	21:00	ラストオーダーは各店判断とする。
カフェ	9:00		
ファストフード	9:00		

※遅くとも10時開店の店舗は、9時からの開店も可能。

【物販店舗】

種類(カテゴリー)	開店	閉店	備考
すべての店舗	9:00	21:00	

【サービス店舗】

種類(カテゴリー)	開店	閉店	備考
すべての店舗	9:00	21:00	最終受付は各店判断とする

すべての店舗において、開幕前のレストラン・プレスプレビューにおいても営業を行っていただきます。なお、各パビリオンの開館時間は、遅くとも 9:30 までに開館し、21:00 閉館となっています。

3.4 募集区画及び区画ごとに求められる席数と食数

【飲食店舗】

種類(カテゴリー)	1店舗当たりの敷地面積	1店舗当たりの席数/日(※1)	1店舗当たりの食数/日(※1)
レストラン/ カフェテリア	約 250.0 m ² ～	80～100 (※2)	1,200～ 1,500 (※3)
カフェ	約300.0m ²	-	-
ファストフード		-	-

(※1)1店舗当たりに求められる席数及び食数は目安のため、営業出店参加者と協会にて協議の上、決定します。なお、当該席数及び食数は、繁忙期を想定しています。

(※2)敷地面積が 250 m²の場合は80席、300 m²の場合は100席とします。

(※3)敷地面積が 250 m²の場合は 1,200 食、300 m²の場合は 1,500 食とします。

【物販店舗】

種類(カテゴリー)	1店舗当たりの敷地面積	1店舗当たりの席数/日	1店舗当たりの食数/日
すべての店舗	約 250.0 m ² ～ 約300.0m ²	-	-

【サービス店舗】

種類(カテゴリー)	1店舗当たりの敷地面積	1店舗当たりの席数/日	1店舗当たりの食数/日
すべての店舗	約 250.0 m ² ～ 約300.0m ²	-	-

3.5 来場者特性

大阪・関西万博の来場者特性については、2025年日本国際博覧会基本計画をご参照ください。<https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>

3.6 全体スケジュール

スケジュールは、次の通りです。なお、開会及び閉会日を除いて、今後の事情により

変更・修正する場合があります。

2025年1月中旬まで	建設、設置工事完了
2025年3月中旬まで	準備期間・トレーニング期間
2025年4月上旬の数日	全体テストラン・プレスレビュー
2025年4月13日	大阪・関西万博開会
2025年10月13日	大阪・関西万博閉会
2026年4月13日まで	営業施設の撤去、敷地を原状回復の上返還

3.7 責任及び費用負担

営業出店参加者は、未来型チャレンジショップの企画、デザイン、設計、建設及び設置(そのための事業者の選定を含む)から、大阪・関西万博開催期間中の演出、運営、及び営業施設の維持管理までの一連行為について、自らの責任で実施していただきます。

なお、設計、建設及び設置においては、パビリオンタイプA関連のガイドラインに準ずることとします。また、大阪・関西万博閉会後の営業施設の撤去、敷地の原状回復及び明渡しは、営業出店参加者の義務となります。上記行為に要する一切の費用(光熱水費、通信費、火災保険・損害賠償保険の付保費用を含む)は、営業出店参加者の負担となります。加えて、営業出店参加者は、協会が引き渡す敷地について、敷地使用料として 21,000 円/m²に敷地面積を乗じた金額を協会に支払う必要があります。敷地使用料は、出店参加契約締結の日から 30 日以内に 50%を、敷地引渡時に残額を納付していただきます。

さらに、営業出店参加者は、飲食・物販・サービスに伴う売上納付金を協会に支払う必要があります。詳細は7.2売上納付金をご確認ください。

4 未来型チャレンジショップの種類と基本イメージ

〈飲食店舗〉

【レストラン/カフェテリア】

万博を訪れる大勢の来場者と多彩なニーズに対応できるイートイン型の飲食施設。テーブルサービス型やセルフサービス型など多彩な店舗構成を想定。

【カフェ】

各種メニューを簡易な厨房施設にて調理した軽食、コーヒーなどの飲料を提供し、お客様が店内・店外のどちらでも楽しめる店舗。

【ファストフード】

各種メニューを厨房施設により短時間に調理し、お客様がカウンター越しにオーダーし精算後に商品を受け取り、店内・店外どちらでも楽しむことができる店舗。

〈物販店舗〉

大阪・関西万博にふさわしい物品やサービスを提供し、会場に賑わいをもたらす店舗。ただし、博覧会のシンボルマーク等を使用したオフィシャルグッズ及び会場内での飲食が予想される食品は販売できません。

〈サービス店舗〉

来場者に癒しや喜びを与えるような、リラクゼーションやエンターテインメントを目的としたサービスを提供する店舗。

※原則、オフィシャルストア以外の営業施設では、博覧会のシンボルマーク等を使用したオフィシャルグッズの販売はできません。会場内でのオフィシャル商品販売について、詳細ルールを策定中ですので、改めてお知らせします。

また、販売に関するイレギュラー等の事案を協会からお願いする場合があります。その際はその旨をご協力ください。

5 営業参加(未来型チャレンジショップ)の申込方法

本募集に係る営業出店参加手続き等については以下のとおりとします。

5.1 公募スケジュール

営業出店参加を決定するスケジュールは、以下の通りです。

(1)応募受付期間

2023年12月7日(木)から2023年12月25日(月)17時まで

※2023年12月25日(月)までの消印があるものを有効とします。

(2)募集要領及び必要書類の配布

ア 配布期間

2023年12月7日(木)から2023年12月25日(月)まで

イ 提供方法

協会ホームページから各自ダウンロードしてください。

(郵送による提供は行ないません。)

(3)営業参加(未来型チャレンジショップ)公募に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間

2023年12月7日(木)から2023年12月14日(木)17時まで

イ 提出方法

電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けません。

「件名」には「【質問】2025年日本国際博覧会 営業参加(未来型チャレンジショップ)募集」と明記し、質問内容を「質問票」(様式 9)に記載したファイルを添付して、事務局(アドレス shutten-sanka@expo2025.or.jp)に送信してください。添付するファイル名は参加者申込名称と保存した日付を明記ください。

※記入例

「質問票_未来型チャレンジショップ_●●(企業・団体名)_202312〇〇(送付日)」

ウ 質問者への回答

メール送信により個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

(4)応募書類の受付

後記「5.3 提出書類」に記載の書類について、受付期間内に提出してください。

ア 応募書類の受付期限

2023年12月25日(月)17時まで

※2023年12月25日(月)の消印があるものまで有効とします。

イ 応募書類の提出方法

提出書類一式をPDFデータに変換し、次のメールアドレスに送付するとともに、書面を次の送付先に郵送してください。

【送付先】

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会企画局企画部出展課

電子メール:shutten-sanka@expo2025.or.jp

住所:〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

電話番号:06-6625-8684

※持参による提出は行なえません。

※提出書類を郵送する場合は、必ず封筒の表面に「営業参加(未来型チャレンジショップ)申込書在中」と明記し、書留もしくは配達記録としてください。

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信し、分割数を「末尾」にナンバリングしてください。

添付するファイル名は参加者申込名称と保存した日付を明記ください。

(記入例)

「募集書類_未来型チャレンジショップ_株式会社〇〇〇_202312〇〇_1/2」

「募集書類_未来型チャレンジショップ_株式会社〇〇〇_202312〇〇_2/2」

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

エ 提出の確認

提出書類を送付された電子メール宛てに事務局から 3 営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、「4 質問の受付」の場合と同様、事務局まで電話(電話番号:06-6625-8684)で問い合わせてください。

(5)営業出店参加者決定

2024年1月中旬を予定しています。

詳細は後記「6.2 審査結果の通知」をご確認ください。

(6) 営業出店参加契約の締結

2024年2月上旬を予定しています。

詳細は後記「6.4 契約」をご確認ください。

5.2 申込者の資格

(1) 参加資格

参加申込者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。個人による参加申込みは認めていません。

ア 営業出店に係る契約を締結する権限を有すること。

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがされていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

エ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

オ 消費税及び地方消費税を完納していること。

カ 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

キ 申込業種またはその関連業種について現在営業停止中等の行政処分を受けた者でないこと(2023年11月末日時点)

ク 日本語での対応ができる者(営業出店に係る契約は、日本語を正文とします。)

(2) 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として参加申込みをするときは、各構成員が上記に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

5.3 提出書類

(1) 応募に必要な書類等

ア 2025年日本国際博覧会 営業参加(未来型チャレンジショップ)申込書(様式1)

- イ 営業参加(未来型チャレンジショップ)提案書(様式 2)
※様式 2「1 営業概要」については、本様式を使用せず、自由書式で作成いただくことも可能です。ただし、サイズは A4 とし、枚数は片面15枚を上限とします。本募集要領の未来型チャレンジショップの考え方、会場内営業施設のコンセプト等に沿って工夫を凝らした計画により、来場者に未来社会を感じさせ、感動を与えてくれる、チャレンジ精神に溢れたご提案をお待ちしております。
- ウ 登記事項証明書
- エ 決算書(写し。直近3か年分。ただし、法令等に基づき開示しているものに限る。)
- オ 誓約書(様式 3)
- カ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員届出書(代表構成員)(様式 4-1)
- キ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員の関係を証明する資料(団体規約・相関図等)
- ク 持続可能性の確保に向けた取り組み状況について(チェックシート)(様式5)
- ケ ア～キについては、PDFファイル化してメールにてお送りください。クについては、PDF に変換せず、Excel ファイルでお送りください。
※複数の企業・団体での応募の場合、ウからオについては、代表構成員以外の構成員も提出してください。

(2)提出注意事項

- ア 提出書類について、それぞれ原本1部、原本コピー4部を提出してください。
- イ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成 4年法律第51号)に定めるものとします。
- ウ 各様式については、様式ごとに提示している事項について、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し記載してください。
- エ 2025年日本国際博覧会 営業参加(未来型チャレンジショップ)申込書は、その各項目における記載事項又は提出事項がない場合には、「該当する内容がありません。」又は「該当する提案はありません。」等と記載したうえで提出してください。
- オ 提出書類を欠く場合や書類不備がある場合、または提出書類中の重要な事項について虚偽の記入、故意に記入しなかった場合には、当該申込を取り消すことがあります。

- カ 営業出店参加者が契約締結後においてもオと同様のことが判明した場合、また事実関係において協会が運営上著しく不利益をこうむると判断した場合には、当該契約を解除することがあります。
- キ 提出書類は全て返却いたしません。
- ク 記入内容については、営業出店参加者の選定のみで使用し、協会の責任において守秘義務を保持します
- ケ 提出書類のうち、書面については、A4ファイルに綴って提出してください。メール提出の場合は(本文含め)パスワード等のセキュリティ機能を設定せず提出してください。
- コ A4ファイルの表紙には申込書タイトルと申込者名を記入してください。
記入例
「2025年日本国際博覧会 営業参加(未来型チャレンジショップ)申込書」 ○○○(法人名)
- サ 一度提出された提出書類の訂正及び差替え等は認めません(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が許可する場合は除きます。)
- シ 提出書類や、提出書類に記載された個人情報、申込内容の確認その他営業参加申込みに関する連絡に必要な範囲で利用します。ただし、政府(経済産業省及び内閣官房国際博覧会推進本部等)に営業出店参加の決定に必要な限度で提供することがあります。その他、協会の「個人情報保護方針」をご参照ください。
- ス 応募提案にあたっては、本営業参加(未来型チャレンジショップ)募集要領を熟読し、遵守してください。

6 営業参加(未来型チャレンジショップ)の決定方法

協会は次の審査基準に従い営業出店参加者を決定します。

6.1 審査方法

(1)協会は、選定委員会より、ご提出いただいた書類を次の審査基準に従い提出書類の審査を行い、営業出店参加者を決定します。

なお、営業参加(未来型チャレンジショップ)申込書等の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

(2)審査基準

項目	配点	内容
未来型営業 提案内容	50	<p><u>・未来の「食」や「暮らし」を体感できる新しいテクノロジー・新業態・新メニューなどを取り入れ、新たな技術・社会システム・生活スタイル等を来場者に実際に体験していただけるような提案がなされているか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者の飲食意欲を喚起する未来志向のメニュー、必要な客席数及び提供食数が計画されているか(飲食店) ・来場者の購買意欲を喚起する、未来志向の品揃えや商品補充を計画されているか(物販店) ・来場者の購買意欲を喚起する、未来志向のサービスの内容や対応について計画されているか。(サービス店) ・提案事業者のノウハウや経験を活かした創意工夫が見られ、集客効果が見込める魅力的な提案がなされているか
運営遂行能力	20	<ul style="list-style-type: none"> ・市中において国内外からの多様な客層に対応した店舗運営実績があるか ・万博開催期間中において、業務を確実に遂行できる体制(スタッフ配置計画や接客教育体制等)および安定した商品供給や混雑緩和策などスムーズな運営実現のための計画がなされているか
SDGs 持続可能性 ユニバーサル サービスへの 取組	20	<ul style="list-style-type: none"> ・企業理念や経営方針として持続可能性への取り組みを実践しているか ・SDGs達成に向けたフードロスや資源循環、環境、健康等に関する持続可能な取組について具体的な提案されているか <p>〈具体的取組例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減推進への取り組み

		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ削減への取り組み(リユース食器・包材等) ・「持続可能性に配慮した調達コード」を満たした国産食材の活用 ・健康と福祉を推進する取り組み (パーソナルヘルスケアレコードなど) ・省エネルギー、リサイクル等の取り組み ・フードダイバーシティ(ハラール、ヴィーガン等)への取り組み ・多言語対応・ユニバーサル対応への取り組み など
危機管理体制 (安全管理・ 食品衛生)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス体制・リスク防止策が計画されているか ・食品衛生・品質管理・感染症対策など、食の安全安心を担保する体制が整っているか。 ・事故防止や防災防犯・クレーム発生時の対応等の安全管理体制が整っているか。
合計点	100点	

6.2 審査結果の通知

(1)審査結果は採択に関わらず、電子メールのアドレスへ送信により全申込者に個別通知します。

決定した営業出店参加者(営業参加候補者)の名称については、協会ホームページにおいて公表します。

なお、申し込み後の審査に於いて、申込者の出店が決定した時点での辞退は出来ません。やむを得ず辞退する場合は、協会と協議の上辞退の可否を決定致します。

(2)審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格(審査対象からの除外)とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(3)協会による審査後、資格審査に必要な書類(営業出店参加候補者のみ提出)

ア 暴力団排除条例に基づく誓約書(様式6)

イ 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式7)

ウ 使用印鑑届(様式8)

エ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員届出書(代表構成員以外)
(様式4-2)

オ 印鑑証明書

※ア、イ及びオについては、全構成員のものを提出してください。ウについては、代表構成員が使用するものを提出してください。

6.3 提出注意事項

注意事項については5.3 提出書類 (2)提出注意事項 をご参照ください。

6.4 契約

- (1)営業出店参加者が決定次第、営業出店参加者と協会との間で営業出店参加契約を締結します。
- (2)営業出店参加者が契約締結日までに募集参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったときその他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、営業出店参加契約を締結しないことがあります。

6.5 契約の解除

協会は、営業出店参加者が次の各号のいずれか一つに該当する場合、営業出店参加契約締結後においても、前納されているすべての納付金を返還することなく、当該営業出店参加者との契約を解除することがあります。

- (1)提出書類の記載事項について、虚偽の記入または故意に記入しなかったことが判明した場合。
- (2)協会が定める諸規則等、契約書の条項、協会及び協会が委託した管理事業者の指示に従わない場合。

7 営業参加(未来型チャレンジショップ)の基本条件

営業出店参加者は次の納付金等を、日本国通貨で協会に納付していただきます。

7.1 敷地使用料

(1)敷地使用料(契約面積 1.0 m²あたり、184日間の全会期分)

本募集対象のすべての店舗 21,000 円

※面積は芯々計算で小数第二位以下を除く。

(2)納付時期

営業出店参加者契約締結時から30日以内に 総額の 50.0 %

敷地引渡時 総額の 50.0 %

※契約締結と同時に敷地の引渡しが行われる場合は、契約締結時に全額を納付するものとします。

7.2 売上納付金

(1)売上納付金の額

売上額(消費税別途)に対し、次の率(最低歩率)を乗じて得た額とします。

	業態	歩率
飲食	レストラン/カフェテリア	10%
	カフェ	
	ファストフード	
物販	各種物販店舗	12%
サービス	各種サービス店舗	12%

※売上額には、消費税額は含みません。

(2)納付時期

なお、掲示方法等については、今後協会発出予定の「(仮称)支払い手続きに関するガイドライン」によることとします。

7.3 用役費

会場内で提供される用役(給排水、電気、空調用冷水)を営業出店参加者が使用する場合、その提供のために必要な整備費及び用役使用料を協会が指定する方法により、納付して

いただきます。協会の提供する用役以外の用役の仕様については、出店参加者と協会
協議の上決定します。

掲示方法等については、別途通知いたします。

※用役費のうち、共同で受益する用役については、別に協会が定める方法によっ
て負担金として支払っていただく場合があります。

※通信に関わる費用は営業出店参加者ごとに通信事業者と直接対応していただき
ます。

7.4 内装、展示及び演出内容に関する要件

営業出店参加者は、大阪・関西万博開催期間中を通じて、実施する内装、展示及び演出
内容が次のいずれにも該当しないことが求められます。

- ア 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
- イ 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
- ウ 大阪・関西万博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
- エ 不当な利益を上げることが目的とするもの

7.5 営業出店参加者は、該当店舗区画内の維持管理に際し、日本の法律、大阪府及び大
阪市の条例並びに関係法令を遵守してください。

8 運営に関する留意点

会場内における営業行為については、協会の定める各特別規則や規定、基準及び協会の
指示に従っていただきます。

本募集要領に記載されている各種ガイドラインは、決定した営業出店参加者の皆さまに別
途公表します。

8.1 売上額の管理・方法について

営業出店参加者は、協会により定められた方法で、設定された期限内に、自身の商業活動
に係る売上額を記録し、定期的に報告するものとします。

(1) キャッシュレス決済導入について

日本のキャッシュレス推進の加速化を図るため、会場内の売店、レストラン等の施設
においてキャッシュレス決済を全面的に導入し、現金の取り扱いは行いません。

また、キャッシュレス決済の導入により、来場者の営業施設における支払いの簡素

化、レジでの時間短縮、非接触によるウィルス対策、店舗の非現金化による防犯対策、店舗の現金管理時間・コスト削減を目指します。

(2)指定支払いシステムについて

- ・営業出店参加者は、自身の商業活動による売上額を取り扱うため、協会により指定された支払いシステム・決済端末機を使用するものとします。また、当該システムに登録されたデータは、協会が毎日利用できるものとします。
- ・決済処理に使用する決済端末機とPOSシステムは、原則、協会から営業出店参加者に無償貸与します。また営業出店参加者が必要とする決済端末機とPOSの台数については、応募様式の内容に基づき、協会との協議により提供します。なお、希望台数を無償提供できない場合もあるとともに、追加の台数を希望する場合は有償貸与が可能です。また、オーダーエントリーシステム、プリンター等は有償でのオプションとなります。
- ・キャッシュレス決済利用に際しては、協会を通じて指定する決済代行業者並びに運営事業者との個別契約となります。
※決済端末・POSに係る電気料金及び通信費は営業出店参加者の負担となります。
※キャッシュレス決済利用に際しては、別途決済手数料が発生します。

<貸与予定の決済端末機/POS端末>

- ・stera terminal



- ・stera mobile



・TWINPOS Sx(POSシステム)



登録する情報及び具体的な手順や費用等は事業者決定後にお伝えします

(3)取扱いブランド等について

- ・営業出店参加者は協会が指定する決済ブランドの取扱いを行うこと。
※協会が大阪・関西万博オリジナルとして発行する独自の電子マネーの支払は、決済端末機の処理ではなく、レジ付近に表示したQRコードを来場者のスマートフォンで読み取って支払うMPM方式での決済処理を行なうこと。
- ・営業出店参加者は協会より無償提供する利用可能な決済ブランドロゴを表記した統一表示版(アクセプタンス)を顧客の視認できる場所に設置すること。

(4)現金チャージ機の設置について

会場内では、キャッシュレス手段を持たない来場者がプリペイドカードで決済を行うため、営業出店参加者は店舗内に協会が指定する現金チャージ機を設置すること。また、現金チャージ機は卓上型と架台付きを想定しています。詳細な仕様は個別にご案内しますので、お問合せ下さい。なお、有線LAN接続が必要となります。
※現金チャージ機に係る電気料金は営業出店参加者の負担となります。

※一部店舗除く

※現金チャージ機本体は協会にてご用意します。

(5)金融機関について

協会との取引に用いるため、営業出店参加者は、国内金融機関の開設済口座または新規開設口座を指定し、協会へ報告いただきます。

8.2 価格・価格表示方法

営業出店参加者は、様々な層の来場者に合わせた価格帯を設定するものとし、提供する物品・サービスの価格を、日本通貨の円で消費税含む価格にて明確に示さなければなりません。

なお、掲示方法等については「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」・「ユニバーサルサービスガイドライン展示・催事/演出・飲食/物販」・「多言語対応ガイドライン」をご参照ください。

8.3 メニュー及び提供価格の変更

営業出店参加者は、商業活動の開始までに、販売品目・メニュー・販売価格等の詳細を申請していただきます。

販売品目・メニュー・販売価格が申込書提案時と著しく齟齬がある場合は、協会の指示に応じなければなりません。商業活動開始以降のメニュー及び価格の変更については、協会への申請が必要です。

※申請フォームは後日公表します。

8.4 消費税について

営業出店参加者は消費税を法の定めるところに従い、利用者から徴収していただきます。飲食店舗の軽減税率の扱いに関する詳細は、国税庁 HP 等をご参照ください。

8.5 清掃および廃棄物処理、防鼠・防虫について

掲示方法等については、「(仮称)ごみの適正処理に関するガイドライン(今後発出予定)」・「衛生及び保健にかかるガイドライン」によることとします。また食品を取り扱う営業出店参加者は、食品衛生法及び関係法令、規則等によります。

8.6 保険

営業出店参加者は、食材・商品・設備など自らの財物の補償について、今後協会発出予定の(仮称)保険ガイドライン」をご参照ください。)財産保険(火災保険)の手配・加入を営業

出店参加者の責任でおこなってください。協会は、天災、その他不可抗力による損傷、損失、火災、盗難等について、その責を負いかねます。なお、協会が所有し、営業出店参加者の用に供する建物・設備等については、協会が財産保険を手配します。また、第三者(来場者など)にケガをさせたり、その財物を損壊させた際の賠償責任保険(PL 保険を含みます)も協会が一括して手配します。

営業出店参加者は、専有面積等に応じて按分されたこれらの保険料をご負担(協会へ支払い)頂く予定としています。

なお、掲示方法等については、「(仮称)保険ガイドライン」によることとします。

8.7 衛生管理

営業出店参加者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、日本の夏は高温多湿なことから、特に食品衛生管理には細心の注意を払ってください。食中毒・異物混入等の食品による事故の発生事案については、すべて営業出店参加者の責任と負担において対処してください。衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への申請・届出等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。

詳細は関係法令のほか、「衛生及び保健にかかるガイドライン」によることとします。

8.8 行政機関の許認可取得等

営業出店参加者は、営業に係る許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けるとともに、その写しを協会に提出しなければなりません。

※関係行政機関の許可はそれぞれ相当の期間を要します。

(1)食品衛生法による飲食店営業等の許可

- ・ 飲食店営業
- ・ アイスクリーム類製造業
- ・ 食肉販売業
- ・ 魚介類販売業
- ・ 菓子製造業 等

(2)食品衛生法による届出

- ・ 乳類販売業
- ・ 弁当等の食品販売業
- ・ 氷雪販売業 等

(3)酒類・塩の販売について

関係法令(酒税法・塩事業法)に基づき所定の手続きを行うものとします。

※たばこの販売について会場内では出来ません。

関係法令の扱いに関する詳細は、食品衛生法は厚生労働省、酒税法は国税庁、塩事業法は財務省。各省庁のHP等をご参照ください。

(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp>

(財務省) <https://www.mof.go.jp>

(国税庁) <https://www.nta.go.jp>

8.9 輸入規制

営業出店参加者は輸入規制が行われている物品を輸入する場合には、それぞれの法規の定めるところにより税関への輸入申告のときまでに検査を受け、合格証、証明書、許可書又は承認書等を取得することが必要です。また、要検疫物品については、検疫を受けなければ輸入することができません。掲示方法等については、今後協会発出予定の「通関手続きに関するガイドライン」によることとします。

8.10 禁止事項

営業出店参加者は、次の行為をすることができません。

(1) 目的外使用

協会が貸与した敷地を、契約で定められた営業用途以外の目的に使用することはできません。

(2) 権利の譲渡

協会が貸与した敷地の全部または一部を名目の如何を問わず第三者に使用、転貸、譲渡、担保に供することはできません。

(3) 指定営業場所以外での営業行為

営業出店参加者契約にもとづく場所以外で営業を行うことはできません。

(4) アルコール販売のルール

20歳未満へのアルコールの販売はできません。飲食店舗でのアルコール飲料の提供は、店内及び自らが管理する屋外席でのみ可能とします。

(5) 販売禁止品及び禁止行為

ア 法令等により所持が禁止されているものの販売

イ 危険物、会場の秩序及び安全対策上不適当と認められるものの販売

- ・(イ)のうち協会が認めた物品を会場内で販売する場合、会場内での商品開封禁止等、販売者は必要な措置を講じなければならない。

- ・販売者の不十分な注意喚起により被害が出た場合、販売者に責任が問われる場合があります。

ウ 受注販売や掛売り等、その場で売上の上がない方法による販売

エ 値引き販売

- ・協会が認めた場合を除き、一時的な値引き販売は禁止です。
- ・価格の恒常的変更については、協会に届けを出す必要があります。

8.11 規則等の遵守

営業出店参加者は、次の各号に掲げる法令及び規則等を遵守しなければなりません。

(1)関係法令、規則等

(2)「EXPO2025 登録申請書(日本語仮訳)(2020年10月改定版)」の第8章 法的文書、8.1 一般規則、8.3 特別規則第1号、8.4 特別規則第2号、各種ガイドライン・その他諸規則をご参照ください。

(3)協会及び協会が委託した管理事業者が、会場の運営上必要と認めて行う指示等

8.12 持続可能性への配慮

大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに持続可能な万博運営の実現を目指しています。大阪・関西万博が開催される2025年は、SDGs 達成の目標年である2030年の5年前であり、SDGs 達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となります。また、中長期的な視野を持って未来社会を考えることを通じて、2030年のSDGs 達成にとどまらず、その先(+beyond)に向けた姿が示されることも期待されます。営業出店参加者は、営業施設を運営するにあたっては、協会が策定した「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」や「EXPO 2025 グリーンビジョン(以下、グリーンビジョンという。)」に示された基本的な考え方や方向性を踏まえたものとなるよう配慮してください。

また、営業出店参加者は、営業施設の運営を行うに際し、「持続可能性に配慮した調達コード」その他持続可能性に関して協会が定めるガイドラインを遵守するとともに、資源循環の観点から規制または推奨される事項を定めた資源循環に関する運営基準に従ってください。

(1)持続可能性に配慮した調達コード

大阪・関西万博では、持続可能な運営を目指し、物品やサービスの調達プロセスにおける持続可能性への配慮を実現するための基準や運用方法を定めた「持続可能性に配慮した調達コード」(以下、「調達コード」という。)を策定しています。

営業出店参加者は、営業施設の運営を行うに際し、協会が定める調達コードの内容を理解し、「持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)」や「持続可能性の確保に向けた誓約書」「調達計画書・報告書」を提出していただくなど、これを遵守していただく必要があります。

(2) 資源循環に関する未来型チャレンジショップ運営基準

大阪・関西万博では、カーボンニュートラルの実現、資源循環や生物多様性に関する基本的な考え方や具体的な取組内容を示した「EXPO 2025 グリーンビジョン」を策定しています。

営業出店参加者は、最新のグリーンビジョンに示された具体的な取組の実現に向けて、特に資源循環の観点から商業活動の運営において規制または推奨される事項を定めた資源循環に関する運営基準に従って商業活動を行ってください。

(プラスチック対策を中心とした食品容器、飲料容器、カトラリー類、箸など食器類の取組)

- ・ラウンジ&ダイニング、レストラン/カフェテリア、フードコートのお店内で提供する際は、リユース食器を使うことを原則とします。
- ・カフェ、ファストフード通常使い捨て容器が用いられる可能性が高い場面においてもリユース食器を導入できるよう検討してください。
- ・会場内で調理するもので使い捨て容器を使う場合には、食品廃棄物と一緒に堆肥可能なものとしてください。
- ・フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー等カトラリー類についてもリユースするものを使うことを原則とします。使い捨てのカトラリー類を使う場合には、堆肥化可能なものとしてください。
- ・箸についてもリユースするものを使うことを原則とし、割り箸を使う場合には国産の木材(端材、残材、間伐材)や竹のものを使用してください。
- ・使い捨て容器やカトラリー類で堆肥化可能なものの使用が困難な場合は協会にその理由とともに報告し、協会の方針に従ったものを使用してください。
- ・使い捨てのストロー、マドラー、リッドの使用は極力減らしてください。もし使用される場合は、紙やバガス、木、竹、稲わらより作られたものを使用してください。やむを得ず紙やバガス、木、竹、稲わらのものを使用されない場合は、協会にその理由とともに申請書を提出してください。また100%リサイクルを達成するために分別をお願いします。
- ・試飲・試食を提供する場合も、使い捨てのものが少なくなるよう努めてください。使用する場合は堆肥化可能なもの、あるいは紙、木、竹などの素材のものを使ってください。また100%リサイクルを達成するために分別をお願いします。

- ・飲食店舗において飲料をテイクアウトで提供する場合は、来場者が持参したマイボトルなどの容器に飲料を提供できるように努めてください。
- ・飲食店舗においては、来場者の希望に応じてマイボトルに水を入れることができる環境を整えることが望ましい。
- ・ペットボトル等容器入りの飲料は、非化石由来(バイオマス由来など)、リサイクル素材等を使うことを検討し、色付きペットボトル等リサイクル困難なものを使わないでください。

(注)上記にある堆肥化可能なものは、別途協会がリストを示す予定です。堆肥化できるものであっても、堆肥化に要する時間等を考慮し、除外する可能性があります。

(プラスチック対策を中心とした容器包装、配布物(ノベルティ等)、一般的なプラスチックの取組)

- ・商品の容器包装は少なくなるよう配慮してください。
- ・会場内で商品を包装する場合は原則としてプラスチックを使用しないでください。
- ・レジ袋については、有料化するなど、協会が別途示す方式に従ってください。
- ・うちわを配布する場合は、プラスチック素材は禁止し、木、竹等の素材を用いて丈夫で長く使用できるものとしてください。
- ・飲料、調味料、洗剤などは紙パックや詰め替えのものを積極的に使用し、プラスチックの削減をしてください。
- ・おしぼりを使用する場合は、再利用できる布製のものを優先してください。どうしても使い捨てのものを配布する場合は、生地に石油由来の成分が含まれていないものおよび包装フィルムはバイオマス由来のものとしてください。
- ・安全面を考慮しつつ、傘袋は極力使用せず、傘のしずく取り等の導入を検討してください。
- ・その他、協会が行うプラスチック削減対策、リサイクル対策に協力ください。
- ・素材が何であるかに関わらず、使い捨てのものをできるだけ減らしてください。

(食品ロス対策)

- ・協会が別途示す対策例等を参照し、食品ロス削減に努めてください。
- ・協会が事前に知らせる来場者数の予測に応じて食材の調達量をコントロールしてください。
- ・食材の調達方法を工夫し、食品ロスの削減に努めてください。
- ・無理なく食べきれぬ量やサイズのメニューの提供等の方法を検討してください。
- ・無理なく食べきれぬ量やサイズのメニューを注文するよう来場者に呼びかけてください。
- ・食品衛生にも配慮しつつ売れ残りそうな弁当等を希望者が簡単に入手できるような仕組づくりに参画してください。

- ・賞味期限や品質が担保された余った食材でこども食堂等にて利用可能なものをフードバンク等に渡せるような仕組に協力してください。
 - ・食品ロス対策のため、売れ残りそうなものの割引販売に関しては、別途示す協会の方針に従ってください。
 - ・開会前に協会から別途連絡をするので、協会が指定する書式で、店舗で取り組む予定の食品ロス対策の具体策を記載の上、提出してください。
 - ・会期中には、記載した食品ロス対策に取組み、食品ロスの削減に努めてください。
 - ・会期中に店舗で発生した食品廃棄物の排出量に関して、協会がデータを取りまとめます。取りまとめに際して、食品廃棄物の排出量以外の必要なデータの提出とその利用にご協力ください。
 - ・上記のデータを参考にし、食品ロス削減の改善に取り組んでください。
 - ・閉会前後に協会から別途連絡をするので、食品ロス対策に関する調査(実際に店舗で取り組んだ対策や各種アンケート等)を提出してください。
- 注)上記の提出資料やデータに関しては、協会 HP や報告書等に公表する可能性があります。

(資源循環・その他)

- ・店内装飾及び会場装飾は可能な限りリサイクル可能なものを使用してください。
- ・物品の納品における輸送用具は再使用可能なもの(通い箱等など)を用いるよう努めてください。
- ・会場内飲食店で使用する洗剤は生分解性の高い中性洗剤や自然由来原料のものとするよう努めてください。
- ・飲食施設にて、事業者はグリストラップを設置し、定期的な清掃を行ってください。
- ・チラシ、リーフレット、パンフレット等については極力配布しないでください。どうしても配布する場合は協会の分別区分における資源化可能な紙としてください。
- ・物販における容器包装は協会の分別区分においてリサイクル可能なものとしてください。
- ・来場者が使用する手洗い場には、ペーパータオルを設置しないでください。
- ・排出事業者責任の観点から、提供する後に、すぐにごみとして排出が考えられるもの(食品容器、カトラリー類、割り箸、食べ残し、容器包装プラスチック、可燃ごみなど)は回収ごみ箱を店舗に設け、協会が示すごみの分別区分に従い、適切に分別回収できるよう取り組んでください。またその際は、来場者に購入した店舗のごみ箱に廃棄するよう周知してください。

8.13 ユニバーサルデザインについて

大阪・関西万博では、テーマである「いのち輝く未来社会」をめざして、ユニバーサルデザインによる「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」の整備・運営を推進していくものとし、

そのためには、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無に関わらず、多様なすべての人がお互いの人権や尊厳を大切にして支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受でき、障がいの有無をはじめ様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂される、「誰一人取り残さないインクルーシブな社会」、アクセシビリティとインクルージョンの基本原則を考え方の基本とします。

来場者の特性を的確に理解し、多様なニーズを把握した上で、出店計画・運営を行うことが重要です。

(1) 建築におけるユニバーサルデザイン

営業施設とし、「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」を十分理解した上で、計画・設計を行ってください。

(2) サービスにおけるユニバーサルデザイン

飲食・物販・サービスを提供する場合は、すべての人が飲食・物販・サービス店舗を楽しむことができるよう店舗運営上の配慮を行ってください。サポートを希望する人が相談しやすい環境を整え、運営側も相手に合わせたサービスの提供を行ってください。飲食店舗においては、フードダイバーシティへ積極的に対応し、ハラール、ベジタリアン、ヴィーガン、アレルギーなどをメニューに追記するなどの対応に努めてください。アレルギー特定8品目に関してはメニューなどに文字・ピクトグラム等で表示することを強く推奨します。また、特定原料物に準ずる20品目は、メニュー等の表示は推奨としますが、来場者の求めに応じていつでも掲示可能な状態にしてください。物販・サービス店舗では、すべての来場者に必要に応じて声かけ、サポートを行うように検討してください。

また、レストランメニュー・商品説明・パンフレット等、印刷物に関しては多言語対応としては日本語・英語を必須とするが、スペースや視認性の観点から詳細な表記が困難な場合には、ピクトグラムや二次元コード等 ICT ツールの柔軟な活用が望ましい。

サービスにおけるユニバーサルデザインの詳細については、「ユニバーサルサービスガイドライン展示・催事／演出・飲食／物販」「多言語対応ガイドライン」の運営基準に従ってください。

8.14 会場への物流に関する事項

会場への商品含めた、搬入出、物流については「(仮称)貨物の取り扱いに関するガイドライン」「(仮称)車両入場に関するガイドライン」によることとします。

8.15 従業員管理に関する事項

営業出店参加者は、自己の営業施設の従業員に対し、次に定める従業員管理を行わなければなりません。

なお、営業出店参加者は従業員の行為について、一切の責任を負っていただきます。

(1)従業員名簿の提出

営業出店参加者は営業の開始に先立って、従業員名簿を協会に提出していただきます。

(2)健康診断書等の提出

営業出店参加者は、事業者の責任において食品等取扱者(特に調理従事者)の健康診断や検便などを実施し、食品衛生上の危害の発生防止に必要な健康状態の把握に努めることとする。協会がその結果の提出を求めた際には、速やかに提出すること。なお、保健所等の指導があった場合はそれに従うこと。

(3)衛生保持

営業出店参加者は衛生保持のため、従業員に対して次の点について特に指導を徹底していただきます。

- ・ 作業用の衣服、履物のままでみだりに施設外に出させない。
- ・ 作業中は、清潔な外衣、帽子等を着用し、身体、被服の衛生保持に努めさせる。
- ・ 作業前及び用便後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせる。
- ・ 厨房内で、衛生上支障のある行為はさせない。
- ・ 食品取り扱い作業に従事する者は、頭髪及び爪を短く保ち、手指に装飾をしない。

(4)安全管理

営業出店参加者は従業員の安全について、万全の配慮をしていただきます。

(5)接遇態度

営業出店参加者は従業員の接遇態度に特に留意し、サービスの徹底を図るよう指導に努めていただきます。

(6)名札の着用

営業出店参加者はア kredィテーションガイドラインに則り名札を付けていただきます。

8.16 計画変更に関する協会の権利の留保

協会は入場者予測の大幅な変更及び計画の基本的な変更等により、本要領の内容を将来変更せざるをえない状態が生じた場合、修正する権利を留保します。また協会は、営業出店参加者の売上に対しての意義申し立ておよび補償は受け付けません。

8.17 バーチャル万博に関する事項

大阪・関西万博にて開催されるバーチャル空間にて、営業出店参加者が飲食・物販の提供をすることは出来ません。

9 特記事項

本営業参加(未来型チャレンジショップ)募集要領に記載のすべての内容は2023年12月7日時点での計画内容となります。

今後の状況により変更・修正することがあります。

10 「ガイドライン・規則」他 URL 確認一覧

募集要項	項目	ガイドライン・規則・他 名称 URL
3.6	責任及び費用負担	<p>「パビリオンタイプA(敷地渡し方式)の設計に係るガイドライン【民間パビリオン用】」 (本編)https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220331_GL4-4-2_P.pdf (付録編) https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/JP_Appendix-for-the-Design-Guidelines-for-Type-A-Self-Built-Pavilions_GL4-1-1.pdf</p> <p>「パビリオンタイプ A(敷地渡し方式)のための BIM 要件」 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/JP BIM-Requirements-for-Type-A-Self-Built-Pavilions_GL4-2-1.pdf</p> <p>「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_udgl_minkanpabirion-02.pdf</p> <p>「パビリオンタイプA(敷地渡し方式)の工事・解体に係るガイドライン」 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220708_koujikitaigl.jp_minkan.pdf</p>
5.4	注意事項	<p>「個人情報保護方針」 https://www.expo2025.or.jp/privacy/</p>
8.2	価格・価格表示方法	「ユニバーサルサービスガイドライン 展示・催事/演出・飲食/物販」2023年7月 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230801_universalserviceguideline_JP.pdf
8.13	ユニバーサルデザインについて	「多言語対応ガイドライン」 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230801_tagennogoguideline_JP.pdf
8.11(2)	規則等の遵守	<p>「EXPO2025 登録申請書(日本語仮訳)(2020年 10月改訂版)」第8章 法的文書 8.1 一般規則</p> <p>「EXPO2025 登録申請書(日本語仮訳)(2020年 10月改訂版)」第8章 法的文書 8.3 特別規則第1号</p> <p>「EXPO2025 登録申請書(日本語仮訳)(2020年 10月改訂版)」第8章 法的文書 8.3 特別規則第1号</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/pdf/expo2025_JA4.pdf</p>
8.12	持続可能性の取組み	<p>「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/20220427_sustainability_policy.pdf</p> <p>「持続可能性に配慮した調達コード」 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf</p> <p>「EXPO 2025グリーンビジョン」 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/20230329_greenvision.pdf</p>

※URL 記載の無いものは今後協会発出予定もしくは事業者選定後のお伝えとなります。